

求職者、労働者、事業主の方へ

総合労働相談コーナーをご利用下さい

職場でのトラブルの解決をお手伝いします

◆就活生を含む「求職者」、アルバイトの方等を含む「労働者」、「事業主」が、抱える仕事・職場でのトラブル相談を、無料で受け付けています。

皆さまから寄せられる相談例

- ✓ 就職説明会に行ったところ、企業の担当者から食事にしつこく誘われて困っている。
- ✓ アルバイト先の店長から、毎日怒鳴られて辛い。
- ✓ バイトを辞めると店長に伝えたところ、代わりを探してこいと言われ、辞められない。
- ✓ 上司から、給料を半分にすると言われたが、生活があるため撤回してほしい。
- ✓ 社長から急に解雇と言われて困っている。解雇を撤回してほしい。
- ✓ 社員からパワハラについて相談があったが、どのように対応すべきかわからない。

■総合労働相談（匿名可・秘密厳守）

労働者などと事業主とのトラブルの中には、法律などを知らないことや誤解していたことによって発生しているものも多く見られます。そのため、労働問題の専門家に相談することで、トラブルの未然防止や早期解決につなげることができます。匿名でもご相談いただけます。秘密も守ります。

◆「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」に基づく、「助言・指導」の実施や、「あっせん」のご案内をしています。

■都道府県労働局長による助言・指導

（匿名不可）

労働者などと事業主とのトラブルについて、トラブルの問題点を指摘し、解決の方向を示すことで話し合いを促し、解決に導きます。

■紛争調整委員会によるあっせん（匿名不可）

労働者と事業主とのトラブルについて、公正・中立な労働の専門家（弁護士など）が調整を行い、話し合いを進めることで、紛争の解決を図ります。（募集・採用に関するトラブルなどは対象外です）

京都労働局、京都駅前及び府内の労働基準監督署内に総合労働相談コーナーを開設しています

京都駅前総合労働相談コーナー

フリーダイヤル

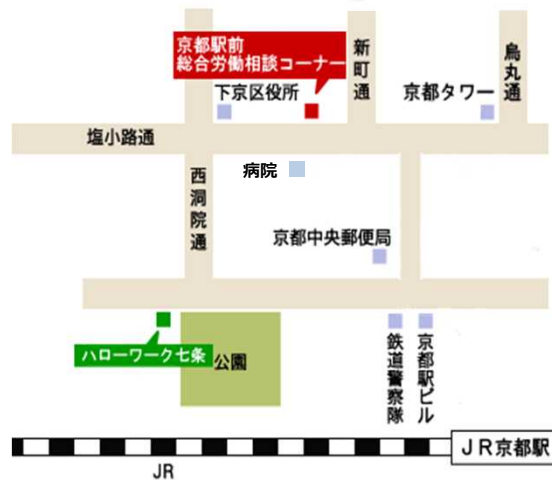
0120-829-100（京都府内限定）

075-342-3553

開庁時間（京都駅前コーナー）

月～金曜日 9:30～17:00

（土、日、祝日、年末年始は閉庁）



京都労働局及び府内の労働基準監督署内の総合労働相談コーナーについては、裏面を確認ください。

厚生労働省・京都労働局

助言・指導は、民事上の個別労働紛争について、都道府県労働局長が、紛争当事者に対し、その問題点を指摘し、解決の方向を示すことにより、紛争当事者の自主的な紛争解決を促進する制度です。この制度は、法違反の是正を図るために行われる行政指導とは異なり、あくまで紛争当事者に対して、話し合いによる解決を促すものであって、なんらかの措置を強制するものではありません。

○ **対象となる紛争（※内容により、対象とならない場合があります。）**

- ・解雇、雇止め、配置転換・出向、昇進・昇格、労働条件の不利益変更などの労働条件に関する紛争
- ・いじめ・嫌がらせなどの職場環境に関する紛争
- ・会社分割による労働契約の承継、同業他社への就業禁止などの労働契約に関する紛争
- ・募集・採用に関する紛争
- ・その他、退職に伴う研修費用の返還、営業車など会社所有物の破損についての損害賠償をめぐる紛争 など

※ **紛争**とは、紛争の一方の当事者の主張に対し、他方の当事者がそれに同意せず、紛争当事者双方の主張が一致していない状態を言います。自身が不満に思っているだけで、相手に主張を伝えていない状態は紛争に該当しません。

具体的な申し出例

(自己都合退職) 勤務先に、退職の意思表示をしたところ、後任を見つけないと辞めさせないと言われたため、退職のルール等について助言をして欲しい。

(いじめ・嫌がらせ) 会社内でいじめを受け、上司に相談したが、なにも対応してくれないため、会社に防止対策を講じるように助言をして欲しい。

(労働条件等) 年次有給休暇を請求したところ、上司から、うちの会社に年次有給休暇はないと言われた。法的なことを会社に助言して欲しい。

(賠償) 社用車で事故を起こしたが、修理代の全額を負担するように求められた。納得ができないと伝えしたが、聞き入れられないため、話し合いに応じるように助言して欲しい。

(労働条件の引下げ) 賃金を一方的に下げられ、会社に納得できないと伝えた。法的なことについて、会社に助言して欲しい。

(雇止め) 有期契約社員であるが、次期の労働契約内容、業務等について、会社から説明されていたが、急に今回の契約期間で終わりだと雇止めの通知を受けた。雇止めになる理由について、自身に思い当たることもなく、会社に再考を求めたが、変わらなかった。会社に雇止めの法理について助言して欲しい。

京都労働局管内 総合労働相談コーナー 一覧

- **京都労働局総合労働相談コーナー** Tel **075-241-3221**
京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451
- **京都駅前総合労働相談コーナー** Tel **0120-829-100(京都府内限定)**
京都市下京区西洞院通塩小路上ル東塩小路町608-9 日本生命京都三哲ビル8階
- **京都上総合労働相談コーナー** Tel **075-462-5112**
京都市中京区西ノ京大炊御門町19-19 京都上労働基準監督署内
- **京都下総合労働相談コーナー** Tel **075-254-3196**
京都市下京区四条通東洞院東入ル立売西町60 日本生命四条ビル5階 京都下労働基準監督署内
- **京都南総合労働相談コーナー** Tel **075-601-8322**
京都市伏見区奉行前町6 京都南労働基準監督署内
- **福知山総合労働相談コーナー** Tel **0773-22-2181**
福知山市内記1丁目10-29 福知山地方合同庁舎4階 福知山労働基準監督署内
- **舞鶴総合労働相談コーナー** Tel **0773-75-0680**
舞鶴市字下福井901 舞鶴港湾合同庁舎6階 舞鶴労働基準監督署内
- **丹後総合労働相談コーナー** Tel **0772-62-1214**
京丹後市峰山町杉谷147-14 丹後労働基準監督署内
- **園部総合労働相談コーナー** Tel **0771-62-0567**
南丹市園部町新町118-13 園部労働基準監督署内

京都駅前コーナーのみ
開庁時間
9:30~17:00